

議案第26号

守谷市都市公園条例の一部を改正する条例

守谷市都市公園条例（昭和57年守谷町条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日 提 出

守谷市長 松丸修久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
26号	1

守谷市都市公園条例の一部を改正する条例

守谷市都市公園条例（昭和57年守谷町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（公園施設の制限）

第6条の2 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第8条中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第9条ただし書中「第5条第2項」を「第5条第1項」に、「第3条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第13条第1項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第21条第1項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に、「第3項、第3条第1項」を「若しくは第3項又は第7条第1項」に改める。

第26条第1号中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「第11条第1項又は第2項」を「第27条第1項又は第2項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

第31条中「第5条の3の規定に基づき」を「第5条の11の規定により」に改める。

別表第2の1の表占用物件の欄中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に、「第7条第2号」を「第7条第1項第2号」に、「第7条第3号」を「第7条第1項第3号」に、「第7条第4号」を「第7条第1項第4号」に、「第7条第5号」を「第7条第1項第5号」に、「第7条第6号」を「第7条第1項第6号」に、「第7条第7号」を「第7条第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案	頁数
26号	2

提案理由（議案第26号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、都市公園法及び同施行令の一部が改正されたことに伴い、条例を改正するものです。

主な内容としましては、都市公園法第5条の3が第5条の11に変更となったことに伴う引用部分の条ずれ改正と、運動施設の敷地面積の割合が参酌基準化されたことに伴う運動施設率の設定です。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
26号	3

守谷市都市公園条例新旧対照表

改 正	現 行
<p><u>(公園施設の制限)</u></p> <p><u>第6条の2 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p> <p>(許可の特例)</p> <p>第8条 <u>法第5条第1項</u>又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第9条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、<u>法第5条第1項</u>、法第6条第1項若しくは第3項又は<u>第7条第1項</u>若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1) から (11) まで (略)</p> <p>(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)</p> <p>第13条 <u>法第5条第1項</u>の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(使用料)</p>	<p>(新設)</p> <p>(許可の特例)</p> <p>第8条 <u>法第5条第2項</u>又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第9条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、<u>法第5条第2項</u>、法第6条第1項若しくは第3項又は<u>第3条第1項</u>若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1) から (11) まで (略)</p> <p>(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)</p> <p>第13条 <u>法第5条第2項</u>の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(使用料)</p>

第21条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）又は有料公園施設を利用しようとする者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 (略)
(届出)

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 及び (3) (略)

(4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(6) (略)

(7) (略)

(罰則)

第31条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、第28条から前条までの規定の

第21条 法第5条第2項、法第6条第1項、第3項、第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）又は有料公園施設を利用しようとする者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 (略)
(届出)

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第2項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 及び (3) (略)

(新設)

(4) 法第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) (略)

(6) (略)

(罰則)

第31条 法第5条の3の規定に基づき市長に代わってその権限を行う者は、第28条から前条までの規定の

適用については、市長とみなす。

別表第2（第21条関係）

1 都市公園を占有する場合

占有物件		単位	金額(円)
法第7条第1項第1号 に掲げる工作物	(略)	(略)	(略)
法第7条第1項第2号 に掲げる工作物	(略)	(略)	(略)
法第7条第1項第3号 に掲げる工作物	(略)	(略)	(略)
法第7条第1項第4号 に掲げる工作物	(略)	(略)	(略)
法第7条第1項第5号 に掲げる工作物	(略)	(略)	(略)
法第7条第1項第6号 に掲げる工作物	(略)	(略)	(略)
法第7条第1項第7号 に掲げる工作物	(略)	(略)	(略)

2及び3 (略)

適用については、市長とみなす。

別表第2（第21条関係）

1 都市公園を占有する場合

占有物件		単位	金額(円)
法第7条第1号 に掲げる工作物	(略)	(略)	(略)
法第7条第2号 に掲げる工作物	(略)	(略)	(略)
法第7条第3号 に掲げる工作物	(略)	(略)	(略)
法第7条第4号 に掲げる工作物	(略)	(略)	(略)
法第7条第5号 に掲げる工作物	(略)	(略)	(略)
法第7条第6号 に掲げる工作物	(略)	(略)	(略)
法第7条第7号 に掲げる工作物	(略)	(略)	(略)

2及び3 (略)